

「健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ」 認定手続きについて

京のおばんざい弁当普及推進協議会

- ◇ この事業は、「栄養」や「京都らしさ」の基準(裏面参照)を満たしたお弁当を「健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ」として認定する制度です
- ◇ 認定されたお弁当は、京都府のホームページで紹介します
- ◇ 認定されたお弁当には、認定マークを貼って販売いただきます
- ◇ 認定期間は、最長で1年です(期間は継続申請することができます)
- ◇ 認定の手続きは下記のとおりです
- ◇ 申請書類等の提出窓口は、京のおばんざい弁当普及推進協議会事務局(京都府健康対策課)です



登録申込み

初めてこの事業に取り組む時、登録申込みが必要となります ※初回のみの手続きです

<必要書類>

登録申込書、営業許可書の写し(1部)

・上記書類を窓口へ持参してください

新規申請

受付

・下記の書類を提出してください

<必要書類>

様式1 認定通知書、様式2 弁当仕様書、様式3 献立内容書(任意様式可)、様式4 販売計画書、認定弁当販売情報、弁当写真(1部)、容器・包装に表記する食品表示ラベル

・提出は持参又は郵送のどちらでもかまいません

※郵送の場合は、後日、内容を確認させていただくことがあります

・栄養計算については、以下の①または②を満たすことが必要となります

① 管理栄養士もしくは栄養士が献立の栄養計算をすること

② 栄養成分分析機関による分析を添付すること

※所属に管理栄養士・栄養士がいない等の場合は、(社)京都府栄養士会栄養計算や献立の相談に応じますのでご相談ください(実費負担が必要となります)

一次審査

・提出された申請書類を確認します

・必要に応じ、ヒアリングの実施や内容の修正等をしていただくことがあります

二次審査

・一次審査結果を含め、認定審査会において総合的に審査し、認定の可否を決定します

認定

・認定通知書を発行します(認定マークを使用することができます)

継続申請

次のような場合に、申請してください

- ① 認定期間終了後も、継続して認定弁当を販売する
- ② 以前に認定された弁当を、再び販売する

・下記の書類を提出してください

<必要書類>

様式7、様式4、様式3(新規申請時の写し)、弁当写真(1部)

・提出は持参又は郵送のどちらでもかまいません

※郵送の場合は、後日、電話で内容確認することがあります。

認定後の報告

月1回、販売数を報告していただきます

・下記の書類を提出してください ※メールでの提出も可能です

<必要書類>

様式6、販売状況と弁当内容が分かる写真

変更届

登録申込書の事項に変更が生じた場合は下記の書類を提出してください。

<必要書類>

変更届出書、営業許可書に変更があれば写し(1部)

弁当の規格基準 (8項目)

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 京らしさを感じさせるお弁当であること | ⑤ エネルギー 600～750kcal |
| ② 15品目以上の食品を使用(調味料は除く) | ⑥ 主食エネルギー比 40～50% |
| ③ 野菜(いも類を含む)を120g以上使用 | ⑦ 揚げ物は1料理以下 |
| ④ 緑黄色野菜を必ず使用 | ⑧ 食塩相当量 3.5g以下 |

★Sサイズ★

- ③ 野菜(いも類を含む)を100g以上使用
- ⑤ エネルギー 500～580kcal
- ⑧ 食塩相当量 3.3g以下

★Lサイズ★

- ⑤ エネルギー 770～850kcal
 - ⑧ 食塩相当量 3.7g以下
- 他、6項目は同じ

<問い合わせ先>

～京のおばんざい弁当普及推進協議会 事務局～

京都府 健康福祉部 健康対策課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁 2号館3階

TEL/FAX : 075-414-4724/075-431-3970

E-mail : kentai@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.kyoto.jp/obanzai/>